

国立大学法人北海道教育大学一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備，及び，職員全員が働きやすい環境の整備により，すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため，次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

2 目標と対策

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 1 育児支援のための制度の周知を行い、効果的運用を図るとともに育児支援制度を利用しやすい環境作りに努め、職員の積極的な活用を推進する。

- (対策) ① 学内グループウェア等を利用することにより、職員全員への周知を徹底する。
- ② パンフレット等を作成し、両立支援制度に関する広報活動を行う。
- ③ 育児支援制度を利用しやすい職場環境の整備を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2 年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい環境づくりを促進するとともに、所定時間外労働の削減及び年次有給休暇の取得促進等により、職員の仕事と生活の調和を図る。

- (対策) ① より計画的に休暇を取得できるような方策を検討し、実施する。
- ② 所定時間外労働の実態把握に努め、職員の定時退勤を促進するための方策を進める
- ③ 特別休暇について、職員の仕事と生活の調和に資するものについては取得要件の緩和や取得可能日数の拡充を検討する。